

諮問日：平成30年12月26日（平成30年度（情）諮問第25号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（情）答申第10号）

件名：東京高等裁判所の開廷情報の開示の対応基準等を示した文書の一部開示等の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高等裁判所の開廷情報の開示・公表について、一般・マスコミ向けで、対応基準及び対応状況を示した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「東京高裁における記者クラブ等への便宜供与（民・刑通常訴訟事件関係）」と題する文書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が東京地方裁判所に対して同種の開示の申出をしたところ、個人情報保護法施行に伴う開示公表の運用基準を示す文書が開示され、その運用変更に関する文書も開示された。よって、東京高等裁判所においても、それら情報について何ら秘匿する合理性はなく、十分探索して、開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 開廷情報の開示及び公表については、最高裁判所において統一的な運用を定めているものではなく、各庁の運用に委ねられているものであるが、東京高等

裁判所内を探索したところ、本件開示文書以外に対象文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人が東京地方裁判所から開示を受けたという文書は、同裁判所における運用を同裁判所内に周知することを内容とする事務連絡であって、同裁判所が独自に発出したものである。東京高等裁判所においては、このような内容の事務連絡は存在しない。

- 2 本件開示文書は、東京高等裁判所における報道機関に対する便宜供与の取扱いを類型化して一覧表にしたものであり、本件開示文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、その便宜供与の取扱いが具体的に記載されている部分である。もともと、報道機関に対する便宜供与については、最終的には裁判体の意向を確認するなどした上で、個別の事案に応じて判断することになる性質のものであるため、この一覧表はあくまでも事務便宜上の目安にすぎず、本件不開示部分を公にすることで、絶対的な基準が存在するとの誤解を招き、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号）。

また、報道機関に対する便宜供与は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、便宜供与を受けることも報道機関の取材活動であるところ、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材活動の存在、内容が推知されるおそれがあり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 本件開示文書の見分及び審議

- ④ 令和元年5月31日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月21日 審議
- ⑥ 同年7月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、東京高等裁判所における報道機関に対する便宜供与の取扱いが類型化されて記載されていることが認められる。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、本来は事務便宜上の目安にすぎない上記記載に照らして具体の便宜供与の当否が問われることとなり、また、報道機関の取材活動の存在、内容が推知され、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた裁判所と報道機関の間の信頼関係が損なわれるなどして、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 次に、苦情申出人は、東京地方裁判所に対して同種の開示の申出をしたところ、個人情報保護法施行に伴う開示公表の運用基準を示す文書が開示され、その運用変更に関する文書も開示された旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開廷情報の開示及び公表については各庁の運用に委ねられており、東京高等裁判所内には本件開示文書以外に対象文書は存在しなかったとのことであり、開廷情報の開示及び公表について統一的な運用が必要であるとも考えにくいことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そして、苦情申出人が指摘する東京地方裁判所が開示した文書は、同裁判所における運用に関するものであるから、当該文書が同裁判所に存在するからといって、東京高等裁判所が同種の文書を保有しているとはいえない。そ

のほか，東京高等裁判所において，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，東京高等裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ，東京高等裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人